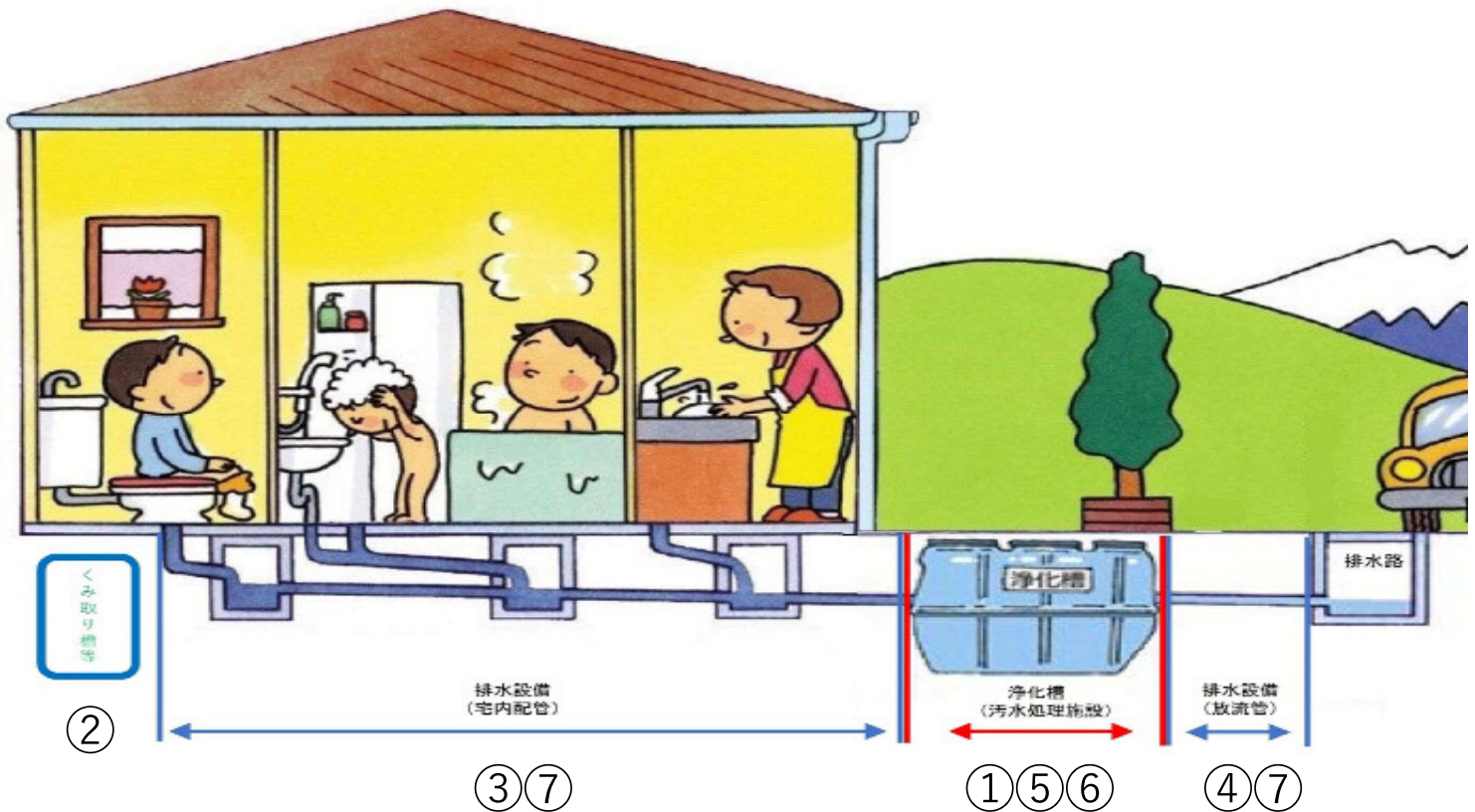


浄化槽の支援制度について (令和8年4月現在)



番号	補助金制度名	補助内容
①	浄化槽設置費補助	浄化槽を設置する際、次の金額を補助します。 5人槽：561千円、7人槽：662千円、10人槽：897千円
②	くみ取り槽等撤去費補助	浄化槽の設置に伴い、くみ取り槽等の撤去費を補助します。 くみ取り槽：120千円、単独処理浄化槽：150千円
③	宅内配管工事費補助	浄化槽の設置に伴い、新たに設置する宅内配管の工事費を補助します。(330千円) ※くみ取り槽等からの切替えによる浄化槽設置の場合に限る。
④	放流管整備費補助	放流管延長が30mを超えると、設置費を補助します。 対象：30m～100mまでの70m分が対象 補助額：工事費の3/4の額(上限：3千円/m)
⑤	グループ設置費補助	グループで浄化槽の設置を行う場合、グループの戸数に応じて、浄化槽設置費補助を上乗せ補助します。 詳細は、裏面を確認願います。
⑥	修繕費補助	浄化槽本体にかかる修繕費を補助します。 対象：浄化槽本体に係る修繕費 補助額：修繕費の1/2以内の額(上限：100千円)
⑦	排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給補助	1,000千円を限度とした融資あっせんと5年間の利子を補助します。 ※洗濯機や換気扇など排水設備と直接関係しない器具等は補助対象外です。

浄化槽グループ設置費補助の要件

項目	要件
対象地域	浄化槽設置整備等事業補助の補助対象区域
戸数	2戸以上
単位	同一の大字
設置期間	同一年度内
補助の期間	平成29年度から令和8年度までの10年間

浄化槽グループ設置費補助金額

人槽区分	①浄化槽設置整備費補助額	②グループ設置費補助を上乗せ後の額		
		2～3戸	4～9戸	10戸以上
5人槽	561,000円	579,000円	605,000円	649,000円
7人槽	662,000円	684,000円	718,000円	772,000円
10人槽	897,000円	927,000円	972,000円	1,047,000円

※自治会等で取り組みたい場合は出前講座を実施します。（補助制度や手続き方法の説明）
下水道課又は東部上下水道課までお問い合わせください。

住宅関係の支援制度（参考）

支援制度の概要（詳しくは担当課に直接お問い合わせください。）

住宅環境改善リフォーム補助金【都市整備課 直通☎0191-21-8541】

住宅環境の向上等を目的に行う住宅のリフォームで、補助対象経費の10分の1を補助する（上限額有）。家族構成等により補助額が加算される場合あり。（施工業者や対象経費等の要件あり）

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金【長寿社会課 直通☎0191-21-8370】

介護保険法に基づいた要介護（要支援）認定者や身体障がい者に認定された方の日常生活における利便性を図るために住宅改修を行った場合、かかった経費から介護保険給付の支給限度額20万円を引いた額の3分の2の額を補助する（上限額40万円）。

介護保険住宅改修費支給制度【一関地区広域行政組合 介護保険課 直通☎0191-31-3223】

介護保険法に基づき要介護（要支援）と認定された方が、生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行った場合、利用者負担割合に応じ、対象となる経費（上限額20万円）の最大90%を支給する。

空き家バンク登録住宅改修等補助金【交流推進課 直通☎0191-21-8194】

空き家バンクに登録した物件の改修等の経費に対し補助する。

【問い合わせ先】

○一関・花泉地域：下水道課普及係 ☎0191-21-8572

○大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域

：東部上下水道課下水道係 ☎0191-53-3970